

周防大島町告示第119号

令和3年第5回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

令和3年11月25日

周防大島町長 藤本 浄孝

1 期 日 令和3年11月29日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

山中 正樹君

栄本 忠嗣君

白鳥 法子君

竹田 茂伸君

山根 耕治君

岡崎 裕一君

田中 豊文君

新田 健介君

吉村 忍君

久保 雅己君

小田 貞利君

尾元 武君

荒川 政義君

○応招しなかった議員

令和3年 第5回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

令和3年11月29日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和3年11月29日 午前10時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 提案理由の説明
日程第4 議案第1号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第5 議案第2号 周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 提案理由の説明
日程第4 議案第1号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第5 議案第2号 周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について
-

出席議員(13名)

1番 山中 正樹君	2番 栄本 忠嗣君
3番 白鳥 法子君	4番 竹田 茂伸君
5番 山根 耕治君	6番 岡崎 裕一君
8番 田中 豊文君	9番 新田 健介君
10番 吉村 忍君	11番 久保 雅己君
12番 小田 貞利君	13番 尾元 武君
14番 荒川 政義君	

欠席議員(なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君 議事課長 池永祐美子君
書 記 浜元 信之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	藤本 淨孝君	副町長	……………	岡村 春雄君
教育長	……………	西川 敏之君	病院事業管理者	……………	石原 得博君
総務部長	……………	大下 崇生君	産業建設部長	……………	瀬川 洋介君
健康福祉部長	……………	近藤 晃君	環境生活部長	……………	伊藤 和也君
統括総合支所長	……………	岡本 義雄君			
会計管理者兼会計課長	……………				重富 孝雄君
教育次長	……………	木谷 学君	病院事業局総務部長	…	大元 良朗君
総務課長	……………	中元 辰也君	財政課長	……………	岡原 伸二君

午前10時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めましておはようございます。

ただいまから、令和3年第5回周防大島町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、新田健介議員、10番、吉村忍議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、先ほど開催されました議会運営委員会において協議の結果、本日1日限りとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとする
ことに決定しました。

日程第3. 提案理由の説明

○議長（荒川 政義君） 日程第3、提案理由の説明に入ります。

提出議案について、町長より説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 皆様、おはようございます。本日は、条例の一部改正について御審議を
いただくため、令和3年第5回周防大島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にお
かれましては、11月19日に御参集賜りました令和3年第4回周防大島町議会臨時会に引き続
いて、御多忙の折にもかかわらず御参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提案理由の御説明を申し上げます。

本日提案しております案件は、条例の一部改正に関するもの2件であります。

議案第1号は、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、山口県人
事委員会の勧告に準じ、一般職の職員の期末手当の支給率を改正し、あわせて町議会議員及び町
長等特別職の期末手当の支給率を改正しようとするものであります。

議案第2号は、周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正
について、山口県人事委員会の勧告を参考にし、病院事業管理者の期末手当の支給率を改正しよ
うとするものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明を申し上げましたが、詳しくは、提案の都度、私なり
関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますよう、よろしく
お願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第4. 議案第1号

日程第5. 議案第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第4、議案第1号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等
の一部改正についてと日程第5、議案第2号周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等
に関する条例の一部改正についての2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第1号及び議案第2号につきまして一括して補足説明
をいたします。

まず、議案第1号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてでありま

す。

本議案は、山口県人事委員会による10月14日の職員の給与等に関する勧告に伴い、給与等の改正を行おうとするもので、町議会議員及び町長等特別職の期末手当に関する条例もあわせて改正するため、関連条例を一括して一部改正しようとするものであります。

本年度は、月例給については、官民格差が僅かであることから据え置き、特別給については、期末手当を0.15月分引下げるとの勧告がなされました。本町におきましても、山口県人事委員会勧告に準じ、一般職の職員の期末手当について、支給月数を0.15月分引下げることにいたしました。

それでは、改正の要点を逐条に沿って御説明申し上げます。

第1条の周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、本年度における一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合を4.45月から4.30月に引下げるため、期末手当の支給率を1.275月から1.125月に改正するものでございます。

第2条及び第3条につきましては、周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。

一般職の職員の給与改定に準じ、周防大島町議会議員及び町長、副町長、教育長の期末手当の支給割合を100分の15引下げ、現行の100分の167.5から100分の152.5に改正するものでございます。

施行期日は公布の日とし、本年12月支給の特別給から適用されることとなります。

次に、議案第2号周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正についてであります。

令和3年10月14日の山口県人事委員会による期末手当の引下げ勧告を参考に、病院事業局企業職員の期末手当と勤勉手当を合わせた支給割合を、周防大島町一般職と同様の年間100分の430とすることとし、令和3年10月27日に労働者の過半数を代表する者及び労働組合と協議いたしました。

周防大島町病院事業管理者の期末手当につきましても、病院事業局企業職員と同様の支給割合とするために改正するもので、内容につきましては、期末手当の支給割合を100分の217.5から100分の212.5に改め、年間の支給割合を100分の430とするものでございます。

なお、附則につきまして、本条例の施行日を公布の日からとしております。

以上が、議案第1号及び議案第2号の補足説明であります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第1号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 議員報酬の議案が含まれておりますので、大変扱いにくいところですね。これは別立てで審議していただくのが普通じゃないかなとは思いますが、まあ、一括して出されておられますので、あわせてお尋ねをいたしたいと思います。

まず、これは質疑で申し上げるようなことじゃありませんが、今回の議案について、議案のミスはないということでしょうか。これまでも、前回定例会のこともありますので、これまでとどのように異なる方法でチェックを行ったのか、そこをお聞かせください。

もう一点、これも直接的ではありませんが、新聞報道で11月25日に告示前、職員賞与減ということで報道がされております。前々から何度も申し上げておりますが、告示前に報道に出るというのはどういうことかということで、それもあります。この記事の中に周防大島町の幹部は、職員のボーナスは議員のボーナスにも影響し、専決処分は難しいというのがありますが、これは、幹部ということなんで町長の発言ではないのだと思いますが、報道発表する際に町長の了解を得ておるとは思いますけれど、一応、念のため町長もこのお考えと同じということでしょうか確認をさせていただきます。

今回、この報道によると、11月24日に県が方針を打ち出したから11月19日の臨時会には間に合わなかった。それで、今日の臨時会にということになったということですが、11月24日に決まったからということでしょうか、そこを確認させてください。

それから、山口県人事委員会の勧告に対して準じてという御説明がありましたが、これは拘束力はないと思うんですが、拘束力があるのかどうか、その認識をお聞かせください。

それと、この県の人事委員会の勧告というのは、どういう職種を対象にしたものか教えてください。

それから、病院のほうでは労使合意の話がありましたが、一般職のほうの労使合意というのは得ているのかということをお尋ねします。

議員報酬について、これを非常に、最初に申し上げましたように違和感があります。まず、今回引下げだから言うというわけではないんですけど、そういうふうに取り上げられてもしょうがないんですけど、この人事委員会勧告に、さっきの話と一緒にありますが、議員というのは、人事委員会の勧告の対象になっているのかどうか、どこでどういうふうに規定されているのか、そこを教えてください。

以上、何点か質問しました。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員からの御質問でございますが、まず、議案ミスのチェック方法につきましては、通常どおりの決裁に基づいて、決裁どおりチェックをして上げております。

それと、新聞報道についてのことなのですが、今回、新聞報道されておりますが、この新聞の記事は平生町と本町について書かれておりますが、2名の記者が県の人事課、平生町の取材を基に詳しい記事にしたと推測しており、我々のところにも来ましたが、議会を開催するということは話をしておりません。県準拠の他町に倣い、本町についても、例えば月末までに議会が開かれると記者が推測したのではないかと考えております。

それと、専決処分につきましては、通常で条例の一部改正をする場合は、議会軽視にならないように議会に議決を得ることが大原則という意味で、よほどのことがない限り、つまり各専決処分の事由に該当しない限り、専決処分というわけにはいかないという、一般論的なことを話したということでございます。

労使合意の関係につきましては、11月24日に労使の交渉を行い、合意を得ております。

人事委員会のことにつきましては、県の人事委員会は職員の給与と民間給与との正確な比較を行い、特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間で民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支払額は、平均所定内給与月額 4.31 月分に相当していることから、民間の支給割合との均衡を図るため、期末手当及び勤勉手当の年間支給割合を 0.15 月分引下げる勧告があり、本町といたしましては、県準拠を原則としているため、今回条例を改正しておるわけですが、民間の調査対象といたしましては、企業規模50人以上でかつ事業所規模50人以上で、県内の481の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した165の事業所を対象に、令和3年職種別民間給与実態調査を実施しております。

なお、この対象の中は、病院は調査対象から除外しておるところでございます。（「対象職種」と呼ぶ者あり）対象者は……。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

対象者ということで、例えば、昨年の議会でも同様の月例給、特別給の減給があったんですが、そのときは再任用職員については対象外とされておりましたが、今回については、再任用職員も含めたすべての職員について対象となっております。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員から今、御質問いただきました。今、大下部長が他のことについては確認しておりますので、その間にお答えをいたします。

こちらの中国新聞の記事であります。この記事が11月25日に掲載をされておりますけれども、事前に知っておったかということと言いますと、私はちょっと存じない中でこちらが掲載されたということでもあります。

ただ、こちらは、この県の基準が11月24日に打ち出された方針ということでもあります。そ

れを待っている状態でありました。そして、基準日が12月1日になるということでもありますので、もう11月25日であります、11月24日に取材があったか、11月23日にあったか、私にはちょっと分かりませんが、その取材があった段階で、この基準日に合わせて議会を開くのであろうという推測はあったと思います。

ですから、この記事には周防大島町と平生町の町議会となっておりますけれども、周防大島町の町議会は、11月29日に開かれるということはこの記事には書かれていないので、そういった、それこそ守秘義務というか、守らないといけないことで、職員のほうからお話をしなかったのかなというふうに私は考えております。

そして、この最後の記事であります。周防大島町の幹部はというところでもありますけれども、これは私も確認をしたんですけれども、このような趣旨ではお話ししていないということでありましたので、町長もこのとおりでいいんですかというふうに聞かれると、ちょっとそのとおりで、全くそのとおりとはい、この記事のとおりとはい少し違うのかなというふうに思うところがあります。

県の基準に準ずるところでありますので、やはりそれが第一優先事項でありますし、そのように進めていくということでもあります。

議案のチェックのことでもありますけれども、従来どおりということでもありますけれども、先般からも議案の間違い等が多いところでもありますので、そちらのほうは、本当は新たな形ということが必要だと思うんですけれども、今回のところは、従来どおりでしっかりと間違いがないようにということでも申しておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員御質問の議員は人事院勧告の拘束を受けるかということについてでございますが、拘束を受けませんが、期末手当の場合は一般職の例により支給するということがございますので、それにより支給をする改正をしております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 新聞記事の件は、私が言ったのは、結局、専決処分、職員のボーナスは議員のボーナスにも影響し、専決処分は難しいと。専決処分というのは、もともと例外措置なんですね。いつも言われるように、議会にかけるとまがなかったから専決処分したんだということなんで、これは議員のボーナスであろうがなかろうが、これは議会にかけるといのが筋の話で、それを何かあたかも議員に関することだから、これは専決処分できんっていうような読み方に読めるんで、そこの意識を問うたんですが、町長がそういう考え方でないというのであれば、しっかり幹部の方の御指導をお願いしたいと思います。

それから、今回、違和感があるというのは、その議員報酬を下げるのがどうこうと言う以前の問題として、議員報酬というのは、今、一般職の例によりとかいう御説明もありましたが、こ

こもはっきりしない。議員報酬は、これは執行部の考え方とはちょっと違うかもしれませんが、執行部が議案として出すという、そういう形を取らざるを得ないんですけど、議員報酬は選挙で選ばれた議員が町民の方とのある意味、契約を決めている、もともと条例というのもそういうものですから、執行部として、周防大島町としてどうこうするという前に、やっぱり町民との契約でそれは決まっているという感覚的な意識なんですけど、そういうもんだと思ひまして、そこへ安易に踏み込めるものではないと。

一般職の給与体系と議員報酬の給与体系というのは全く別物ですよ。それを同じ議案で、まして人事院勧告で議員報酬も対象としますというのが明記されているんだしたら、それに従うっていうのもやむを得ないというところもあると思いますが、そもそも人事院勧告はそれに拘束力があるわけでもなし、給与というのは、この自治体の給与として自治体が独自に決めると。その人事院勧告を参考にすることはあってもいいと思いますが、あくまでも決めるのは、周防大島町が主体的に決めるべきもの、そして、それは人事院勧告を基にするんなら、やっぱり人事院勧告の対象とする職種を対象とし、議員が対象になっているというんだたらいいですけど、対象になっていないんですから、それは議員報酬は議員報酬で別の議論が必要だと。

だから、0.15月では少ないかしれんですよ。もっと下げなきゃいかん。でも、私はそうは思いません。だから、そこはやっぱり別の議論が必要だと思います。今回の人事院勧告の官民格差、人事院勧告というのは、もともと官民格差是正というものがありますので、じゃあ、議員報酬の官民格差って何ですかね。その今の報酬基準と官民格差、そこはどのような官民格差があるのか、そこは説明がつきませんよね。

だからこそ、そこを人事院勧告を基に今回改正するっていうのは、あまりにも乱暴ではないかなというふうな思いがあります。今、ちょっと一般職員を例にとかいう御答弁もありましたが、そこをもう1回、今回この議員報酬の改正をする根拠、人事院勧告と言うんでしようけれど、なぜ対象としていない、議員を対象としていない、議員報酬を対象としていない人事院勧告を根拠にする理由というのはどこにあるのか、そこをちょっと明確に御答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員の御質問でございますが、本町は、一般職の期末手当の支給率を県に準拠し、0.15月分を減額し、特別職については、周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の第5条、議員におかれましては、周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第4条により、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の例により、0.15月分を減じているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） じゃあ、その条例で議員の報酬も一般職の規定を準用するという

のが決まってるということによろしいんですかね。その条文がどうなっているのか、それを見れて言うんかもしれませんけれど。そこを、もう1回確認をさせてください。

それにしても、そこは条例上そうなっているにしても、一般職の給与、ずっと給料表があって上がっていきますよね。それとずっと固定されている議員報酬、まあ仕事の内容も全然違いますし、役割、使命というものも全く相對するものがあるんですね。そこを同列に考えるっていうのは、この条例で決まってるんなら、今回はそりゃあ致し方ないでしょうけど、その構造っていうんですかね、給与条例の構造としていかがなものでしょう。私が言いたいのは、結局、議員報酬は別立てで議論するべきだと。そこには自分たちの給料をここで自分たちが決めるっていうこと自体に何かちょっと違和感がある。やはりその前にはどこかにワンステップ、例えば、外部の有識者の意見を入れるとか、審査会を通すとか、そういうことが報酬についてはあるんですけど、期末手当も同じことだと思うんですよ。

報酬審議会には、多分、期末手当はかけられるんですかって言ったら、いや期末手当は対象になってませんと言われるんでしょうけれど、本来は期末手当も含めて報酬審議会にかけて決定すべきものだと思いますが、そこについても御答弁をお願いします。報酬審議会にかけなくていいというこの御答弁を。かけなきゃいけないだったら、いつかけたのか、その御答弁をお願いしたいと思います。

もう1つは、今回この議会に対していきなりですかね、これは。何か事前に今回下げますよと。労働組合のほうには事前合意とされているということなんです、議会に対してそういう情勢というか、事前の説明とかはあったんでしょうか。そこも最後にお聞きます。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員の御質問の報酬審議会に対してかけているかどうかにつきましては、かけておりません。

それと、議会に対して今回の制度の内容等の説明はあったかどうかというお話でございますが、当初11月19日開会の第4回臨時会に上程する準備を進めておりましたが、11月12日に国から、給与改定の検討にあたっては、政府の検討状況を注視しつつ適切に対応いただきたいとの通知がされたことから、11月19日の第4回臨時会には上程せず、また、今回、県において11月の定例会に議案が上程された、これ11月24日にやっています。

それにより、本町においても県準拠を原則としておりますので、第5回臨時会での御審議をいただくことになったという、そういうふうな通知が今回来たことにより、我々としてもそういう急を要して第4回臨時会をまずは見送って、それからまた次に第5回臨時会の準備をしなければいけなかったというふうに、そういう動きがあったことから、今回議会のほうへそういう説明ができなかったということでございます。（「審議会にはかけなくていいんですね」と呼ぶ者あ

り) ちょっと今それはまた……。審議会にはかけてはおりません、すみません。

○議長(荒川 政義君) 藤本町長。

○町長(藤本 浄孝君) 田中議員の御指摘をいただいている件でございますけれども、田中議員のお気持ちはそのとおりであろうかと思えます。私も元周防大島町議会議員でありましたので、周防大島町議会議員の皆さんというのは、労働の形、一般の職員の皆さんとは働く形が違ったものがあるかと思えます。それでありまして、山口県の人事委員会の規定に則って減らすというのは、というようなことであると思えます。

私も考えておるんですけれども、やはり議会の皆さんは議会の皆さんで働き方であったり、決めていくということも必要だと思うんですけれども、このたびにおいては、やはり県の人事委員会の決定において12月1日が基準日となって、そして他の市町も同じように、議員の皆さんも同じように規定に則ってというようなことで進められておられるようであります。

本来はそういった審議する場があったらよいのかなと思えますけれども、そうなってしまうと、非常にまたそこに大きな責任が関わってくるところであって、これは非常に慎重に考えていかなければいけないことだなというふうに感じておるところでございます。

以上です。

○議長(荒川 政義君) 白鳥議員。

○議員(3番 白鳥 法子君) 2つ御質問がございます。

1つは、とても素朴な質問で恐縮なんですけれども、今回の引下げによってどのくらい総額で経費が削減されるのか。また、その削減された経費は、減った分がどのような流れで動くのかということをお教えいただけたらと思えます。

もう1つは、今回の引下げについては、山口県人事委員会の報告及び勧告とありますが、それに準じて引き下げることでございますが、この報告と勧告の中には、給与について以外にも今後の課題として、55歳を超える職員の昇給制度の見直し等検討を進めることが必要でありますとか、ハラスメント対策、実績に基づく人事管理、公務員倫理などについて必要と判断されている項目が、様々な報告として示されております。それについて人事委員会の勧告に準ずるといことは、こういったことについても何か町のほうで取組を進める具体的な予定があるのか、ありましたら教えていただけたらと思えます。

以上です。

○議長(荒川 政義君) 大下総務部長。

○総務部長(大下 崇生君) 白鳥議員の御質問の今回の引下げの影響額についてでございますが、約1,260万円。特別職・一般職1,206万円で、議員54万円の減額となる見込みでございます。これにつきましては、今後、補正対応をして調整をしたいと考えております。

また、この人事院勧告に、議員さんおっしゃるようないろいろなございます。勤務環境の整備とか、そういう時間外勤務の上限設定等、先ほどおっしゃいましたハラスメントとか、そういう問題もいろいろメンタルヘルスもありますので、今後そういうのを見ながら町として検討していきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時11分休憩

.....

午前11時12分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） すみません、ちょっと分かりづらい答弁をして。

期末手当の減額分については、不用額として処理することとなると考えておりますが、補正での対応を含め検討したいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 不用額として処理するというのは、行政の中の処理としてはそうなんだろうと思うんですけども、一般的な感覚としまして、もともと予定していた額から1,260万円浮いたと、その部分が一体どこに吸収されて、それは活用されるのか。それとももともとの借金を充てる話だったものをしなくてよくなるという話なのか、その分が調整された後どのように消えていくのかなというの、ちょっと疑問だと思いました。

もう1つ、人事院勧告の報告について、状況を見ながら町としても検討を進めていくというふうにおっしゃられましたが、実際に具体的な問題というものが、県としては分からないですけども、周防大島町の中としてはさまざまな問題が既に発生しているのではないかと思います。職員の時間外勤務がとて多いということでもありますとか、人材の確保・育成等について、具体的な課題が目の前には既にあると思うんですけども、今後検討していくということではちょっと納得がいかないといいますか、そのあたり具体的にお話いただけたらなと思います。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 白鳥議員の今回の減額の考え方ですが、当初には財政調整基金から当然、基金を繰り出しておりますので、それを元へ戻すというイメージで考えていただけたらいいと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第2号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 単純な話なんですけど、100分の5の引下げというのは、どういう根拠で決められたのか。

それと、この条例には直接的関係がない、参考までにお聞かせいただきたいと思いますが、職員の給与ってというのはどのようになっているのかお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

令和3年10月14日の山口県人事委員会勧告では、期末手当0.15月分の引下げとなっております。現行の山口県及び周防大島町一般職の特別給の年間支給割合は4.45月分であり、引下げによりまして年間支給割合は4.30月分になります。病院事業局職員は、平成30年度に山口県人事委員会勧告に沿った特別給の支給割合の引上げを実施しておらず、現行の年間支給割合4.35月分となっており、周防大島町一般職より0.1月分低い支給割合となっております。

現在、第1期再編計画は実行中ではありますが、コロナ禍において、病院事業局の各施設において職員の負担が大きい状況であったこと、また以前から労働組合より周防大島町職員と同率にするよう意見がありましたので、特別給の年間支給割合を0.05月分の引下げをし、周防大島町一般職の職員と同様の支給割合とし、10月27日に各施設の労働者の過半数を代表する者及び労働組合に提案し、同意を得ております。

今回の改正は、病院事業管理者の期末手当の支給割合を、病院事業局職員の期末手当と勤勉手当を合わせた支給割合と同様の支給割合としており、特別職の年間支給割合を4.30月分とするため0.05月分の引下げとしております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 平成30年に上げなかったからその分も調整して、今回は同率、同じ支給割合になるように引下げ幅をその分だけ小さくしたということで、一般職と病院事業局が同じになる、今までは違ってたという、低かったということだと思うんですが、だから上げなかったときは結局、経営改善、経営改革、病院再編の趣旨っていうか、意図から上げなかったということの説明だったと思うんですが、以前から病院改革の話で人件費には手をつけないんだと、管理者がおっしゃられています。私はちょっと考えが違うんですけど、管理者がそうやって言われるんですから、人件費には手をつけなかったけど、つけないんだけど平成30年には引上げなかったってことは、手をつけたんだけど、やっぱりそれは町長部局との関係で、そこに差を設けるというのは、同じ町の組織でありながら難しいだろうということで、今回元に戻したと。やっぱりそれが現実なんじゃないかな。

そうであれば、そう言いながら経営改革っていうのは、つくらなきゃいけない、この町に町立病院を残すための抜本的な改革だったはずなんですよね。人件費に手をつけずに、今回の条例も手をつけないということの、私は意思表示だと思っんですよ、元に戻したんですから。

人件費に手をつけずに、経営改革をどうやってやるんかといったら、ほかの部分で経営の部分だけで言えば、効率化を図らなきゃいけない。人件費以外で経営改革、効率化を図るといったら相当の努力が必要だと思う、にもかかわらず、工事や設計、私が今も指摘するように随意契約がまかり通っているような状況では何とも心もとない。

どこで、じゃあ、経営改革するのかというふうに思っんですが、本当にその意思が伝わらない、人件費は置いときましょう、置いとっちゃいけないのかもしれないけど、今日はいいです。人件費を置くというなら、じゃあ、どの部分で経営改革を図ろうとするの、そこを私は明確な方針説明がないと、経営改革というのは、町立病院を残すための経営改革が必要だというのは共通認識として根本にあるわけですから、そこをするために今回、人件費を戻しますよと。ここでその経営改革を図るんすということの説明がないと、この戻すことに、いいですよというふうにいかないですね。

その何をもって経営改革を努力するのかというところと、経営改革をするのであれば、私は、今回の条例は管理者の給与の条例ですから、その経営改革の意思を示すために、これも前から申し上げていますが、もっと大胆な引下げというのが必要なんじゃないかなと。これは本当に失礼な話であるとは思いますが、その経営改革の意思を示す、トップの意思を示すためには、何か目に見えるものがないと、単に言葉だけで経営改革、経営改革と言われても、なかなか説得力がないんじゃないかなと思っしますので、その辺も含めて御答弁をいただければと思っします。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時22分休憩

.....

午前11時23分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 田中議員の非常に肝に銘じているところで、今回もどうするかというのでかなり悩んだんですが、前から労働組合または職員から、やはり周防大島町の一般職と同じにしてほしい、やはり働く気力も少し萎えてしまうのでということもありました。それで、それを人件費に手をつけないという意味では、一人一人は下げないけれども、人はかなり削減し、そのために病院全体は非常にスリム化しているという形で、人は減っているのに人件費自身もかなり減っております。

それと、やはり何といても病院ですから、収益を上げることに私は一生懸命になって、毎月ある施設長会議でもお願いをして、今の入院患者さんと外来患者さんが昔のように戻れば十分経営は成り立ちます。

だから、現在も竹田議員さんからもよく言われていますが、橘医院を有床診療所に戻すということもあって、このほうが収入の面は上がるんですが、これは人件費に非常に見合わないということ、ここは人がちょっとそろわないということで、収入の面は少し下がっております。

それで、今一番の大きな問題は、やはり東和病院の入院患者さんが非常に減っていること。東和と安下庄地区の入院患者が減っているので、ここをどうにか元に戻す。しかし、入院患者が減っているので、皆さんにお願いして、第2期の改革ということで行政・病院事業改革特別委員会をつくっていただいたんですが、あに凶らんや、逆にコロナでものすごく東和病院が、国というか、いろいろと県からの要望に応じて努力しておりますので、その補助金等で御存じのように、昨年度私になってはじめて黒字ということになって、この機会に、逆に言えば、ボーナスを元に戻さないと戻す機会がないのではないかというのも1つの理由ではあるんです。

確かに赤字の中で下げ幅は少ないというようなことは、気になっております。そして、私自身の一人だけなら、ある程度下げてもいいんですが、それがやはり職員に影響しますので、職員と同じようにという形を取らせていただきました。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 今、石原病院事業管理者からも話がありましたけれども、今回のこの山口県の人事委員会からの勧告による調整というのは、先ほど白鳥議員からも御指摘がありましたとおり、この引下げをすることだけではなくて、それについて妊娠、出産、育児と仕事の両立への施策をつくろうとか、定年の引上げですとか、実勤時間というか働く時間を少なくすること、そしてまた人材確保・育成、メンタルバランスとハラスメントというようなことにしっかり取り組みましょうということであると、私は認識しています。

ですので、町のこの1,260万円の分はやはりそういったことに使っていくべきであろうと思いますし、この病院のことに関しましても、同じように勤務実態をしっかりとつくっていかないといけない。改革はもちろんなんですけれども、今回の件に関しましては、改革という意味合いよりは、やはり労働環境の改善と、この病院事業局での調整分もそういったことに使っていきべきなんだろうというふうに思っています。

そして、この人事委員会の勧告について目を落としますと、やはり、この今、コロナの状況で今やるかどうか、いや、先延ばししようというようなことで検討されたようです。お給料が下がってしまうということでもありますから、これは町の経済に与える影響も大きいだけではなくて、働いている皆さんにとっても、実際の収入が減ってしまうということは大変苦しくなることであ

ります。それはしっかりと自覚をした上で町政をやっていかないといけないというふうに考えておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第1号と議案第2号の質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第1号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議はすべて議了いたしました。

これにて令和3年第5回周防大島町議会臨時会を閉会いたします。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 新田 健介

署名議員 吉村 忍